



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第264号 令和2年11月24日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
717	肥料の登録の有効期間を更新した件	もうかるブランド 推進課
718	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
719	特定農業用ため池を指定した件	農林水産基盤整備局 生産基盤課
720	道路の区域を変更する件	道路整備課
721	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
66	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	

徳島県告示第七百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十  
六条第一項の規定により公告する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四二〇号	配合肥料	東栄有機入り配合 五号	窒素全量 三・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 五・〇	公定規格の定め のとおり	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼江字丸山 番地の二	令和八年十二月十二日

徳島県告示第七百十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
武田 理広	美馬郡つるぎ町貞光 字太田西三四一番地	美馬郡つるぎ町貞光 字太田西七八番	八七五・〇〇

二 認可年月日

令和二年十一月二十四日

徳島県告示第七百十九号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定年月日

令和二年十一月二十四日

二 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
矢野溜池	徳島市国府町西矢野字山田五三九番地
常楽池（放生の池）	字源田七八五番地
以西溜池	八二四番地
夫婦溜池下	同 下町南丁八一番地
夫婦溜池上	同 八一番地二
新溜池	同 七七番地六ほか
旧新溜池	同 七九番地二
日開溜池	同 上八万町星河内三五〇番地二ほか
下溜池	同 七七九番地
上溜池	同 七八〇番地
水落溜池	同 上八万町
新溜池	同 北山町猪ノ奥一三番地
上溜池	同 花折三二番地
中溜池	同 一七番地
大溜池	同 方上町老町地五番地一ほか
新溜池二号	同 山神五番地二ほか
向山溜池	同 向山二〇番地
船越溜池	同 渋野町船越八番地一ほか
入道溜池	同 入道一七番地
辻溜池	同 辻西七一番地
古溜池	同 南谷五三番地
新溜池三号	同 三七番地
次郎溜池	同 佐野七五番地
新溜池四号	同 二〇三番地地先
大溜池	同 五九番地
花谷溜池	同 三八番地
風早溜池	同 八多町風早二番地
宮谷溜池（かんだに）	同 大久保一〇七番地
柳谷溜池下	同 水口一一一番地
柳谷溜池上	同 一〇九番地

馬見新溜	同	一番地
馬見大溜	同	馬見七一番地
西地	同	西地九番地
月夜	同	月夜一六一番地
皇子ヶ谷	同	新野町宮前一〇三番地ほか
大谷溜	同	山ノ神二一番地
鵜溜	同	桑野町山田八四番地ほか
宮溜	同	宮谷一番地ほか
櫛ヶ谷溜	同	内原町櫛ヶ谷二四番地一ほか
宮乃溜	同	東分二五三番地一ほか
大谷	同	津乃峰町長浜二一〇番地一ほか
井関	同	宝田町井関一四八番地
二又谷ため池	同	長生町二又谷三六番地
宇井谷	同	大歳二四四番地
妙見	同	妙見前九五番地
倉谷	同	新野町東山六七番地三ほか
竹ノ内溜(大谷溜)	同	阿南市内原町竹ノ内二七番地
大谷のため池	同	字大谷奥五番地
奥條下	同	一番地ほか
奥條中	同	三番地
奥條上	同	字奥條七番地
二反田池	同	字二反田九六番地
喰味谷	同	字喰味谷一一四番地
湯谷下だめ	同	四八番地
湯谷上だめ	同	字湯谷四六番地
東谷ため池	同	櫛淵町字東谷一九番地
鉦石	同	字鉦石
谷奥	同	小松島市田野町字谷奥八番地
大谷溜池	同	入田町内ノ御田白地九番地ほか
日谷池	同	坂尻五三番地六ほか
坂東溜池	同	八多町坂東四五番地
西奥沼池	同	南谷
金原溜池(大原溜池)	同	金治四〇番地
カジ谷溜池(西溜池)	同	入田町内ノ御田二六四番地ほか
白金溜池	同	飯谷町鳥打一番地
西谷溜池	同	多家良町立岩二五番地二
小倉溜池	同	小倉二一番地
地の丸溜池	同	六番地
国宝溜池上	同	七二番地
国宝溜池下	同	七〇番地

奥の池	同	大俣字原渕一一四番地一ほか
下三ツ池	同	一四八九番地一
中三ツ池	同	一四二七番地ほか
上三ツ池	同	字北原一四二六番地四
上池	同	字横田一番地ほか
仲間池	同	上喜来字蛭子二一三六番地ほか
池谷池	同	香美字善入寺北九番地一ほか
源太池	同	字池ノ本一二〇番地ほか
喜蓮池	同	字古田七番地
姥ヶ池	同	一五七番地
尼池	同	切幡字観音一三四番地一ほか
第一金清池	同	六六一番地ほか
第二金清池	同	市場町尾開字日吉六六三番地
日吉中池	同	成当字大場一四六八番地二ほか
日吉奥池	同	水田字日吉二五番地一ほか
熊谷池	同	土成字前田一九六番地
御所池	同	宮川内字相坂八番地ほか
安楽寺池	同	高尾字法教田
耕整東池	同	字前田一五一番地一ほか
北池	同	土成字大法寺二八八番地
大場池	同	成当字大場一四三九番地
間谷池	同	二六九番地二ほか
日吉池	同	字日吉一〇番地二ほか
神明池	同	水田字出口一八四番地地先
西谷池	同	二七番地
西谷小池	同	高尾字西谷二九番地
牛屋谷池	同	阿波市土成町吉田字椎ヶ丸一六番地一
古志田池	同	山田字平倉一一六番地
源光寺池	同	桑村字山ノ神七一二番地一ほか
塚池	同	字平倉三番地一ほか
平倉池	同	山田字湯吸五番地三ほか
古池	同	六〇五番地ほか
大正池	同	川島町桑村字新池尻五六二番地二ほか
敷地池	同	敷地字平山六七四番地七ほか
一ノ坪池	同	森藤字西浦谷一五三一番地七ほか
岡原池	同	山路字廣谷二一九三番地五地先
上浦大月二号池	同	一七六五番地
上浦大月一号池	同	吉野川市鴨島町上浦字玉取一七七〇番地
椿地下溜	同	福井町柿谷九三番地ほか
鉛ヶ谷	同	鉛ヶ谷二六九番地

中の池	同	一一八番地一ほか
下の池	同	字山路七三番地三ほか
浦の谷池	同	字宇佐一四四番地二
弁天上池	同	字原渕三一四番地ほか
弁天中池	同	三二六番地ほか
釜谷池	同	切幡字古田二五三番地
別埜池	同	阿波町山王一番地一ほか
浦池	同	井出口二八〇番地
伊沢池	同	東柴生一九八番地
薬師谷下池	同	北正広一六五番地一ほか
薬師谷上池	同	一六五番地二ほか
なぎたな池	同	西長峰五七番地ほか
三方堤	同	一五二番地一地先
北賀池	同	中長峰三二六番地七地先
西原上池	同	丸山二一二番地ほか
西原下池	同	二一六番地ほか
蛭田池	同	岡地三一九番地一
北の池	美馬市脇町字北星	
すり鉢池	同	八〇番地一
新池	同	字小星二四二番地
奥ノ池	同	字井口東二四六番地ほか
オソノ池	同	字北星九番地
下の池	同	字小星二二一番地一地先
野村池	同	六四三番地一
古池	同	四六六番地一
岩倉池	同	字井口東一七九番地一ほか
天神池	同	大字北庄字本村四四〇番地
大師池	同	字小星
佐尾の新池	同	大字脇町字佐尾原一四三八番地
佐尾の大池	同	一五〇三番地
坊僧池	同	美馬町坊僧一三二番地
滝ノ宮池	同	滝ノ宮四三番地一
地神池	同	三好市三野町芝生字小林五二七番地
桶川池	同	字北川六五五番地五ほか
亭山池	同	字風呂谷八三九番地
風呂谷池	同	八二九番地一ほか
スリバチ池	同	字大善寺七九八番地一
花園池	同	太刀野山字花園窪一番地一
共栄塘	同	池田町ヤマダ五六七番地ほか
新池	同	シンヤマ三八七八番地一ほか

曾我氏池	同	名西郡石井町石井字城ノ内八一九番地
童学寺池	同	六〇六番地ほか
高良池	同	字石井二二三二番地
東王子池	同	二〇三六番地一ほか
阿井溜	同	那賀郡那賀町阿井字天狗谷一三番地一
殿谷池	同	延野字殿谷七番地
関堀池	同	板野郡上板町引野字関堀
豊年池	同	泉谷字上下段一七番地一
宮ヶ谷池	同	神宅字宮ヶ谷四番地
弥吾池	同	字滝ヶ山六番地一ほか
願成谷池	同	字山田四六番地二
地獄池	同	泉谷字上下段一四番地四
西の池	同	三好郡東みよし町昼間字ミツマサ二番地四ほか
土井の池	同	足代字タテイシニ五三番地ほか
西庄池	同	西庄字井関一六一番地
金川池	同	加茂四五〇〇番地
貞広池	同	四六一一番地一ほか
黒岩池	同	六二六〇番地一ほか
大師池	同	六〇五二番地一ほか

徳島県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	2	鳴門池田	阿波市阿波町南整理二二 番三地从り 同 番一地从りまで 三四	旧	八・七〇・六	七八・一
			同	新	九・七二・八	七八・一

徳島県告示第七百二十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 調達物品等及び予定数量

城東高等学校ほか五十施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 一四、五七六、〇〇〇キロワットアワー

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和三年一月二十六日から令和四年三月三十一日まで

4 調達期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

5 需要場所

施設名	所在地
城東高等学校	徳島市中徳島町一丁目五番地
城南高等学校	同 城南町二丁目二八八
城北高等学校	同 北田宮四丁目一三一六
城ノ内高等学校	同 北田宮一丁目九一三〇
徳島北高等学校	同 応神町吉成字中ノ瀬四〇番地六
城西高等学校	同 鮎喰町二丁目一番地
同 神山校	名西郡神山町神領字北三九九番地
徳島科学技術高等学校	徳島市北矢三町二丁目一番一号
徳島商業高等学校	同 城東町一丁目四番一号
小松島高等学校	小松島市日開野町字高須四七一
小松島西高等学校	同 中田町字原ノ下二八番地一
同 勝浦校	勝浦郡勝浦町大字久国字屋原一番地
富岡東高等学校	同 阿南市領家町走寄一〇二番地二
同 羽ノ浦校	同 羽ノ浦町中庄市五〇番地一
富岡西高等学校	同 富岡町小山一八一三
阿南光高等学校宝田キャンパス	同 宝田町今市中新開一〇の六
同 新野キャンパス	同 新野町室ノ久保一二
那賀高等学校	同 那賀郡那賀町小仁字宇大坪一七九一一
同 若鮎寮	同
海部高等学校	海部郡海陽町大里字古畑五八一一
鳴門高等学校	鳴門市撫養町斎田字岩崎一三五一一

鳴門渦潮高等学校	同	大津町吉永五九五
同	撫養グラウンド	同
板野高等学校	同	撫養町南浜字馬目木五八
阿波高等学校	板野郡板野町川端字関ノ本四七	
名西高等学校	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ一八〇番地	
吉野川高等学校	名西郡石井町石井字石井二一―一	
同	吉野川市鴨島町喜来六八一―九	
川島高等学校	阿波市土成町成当五一五―一	
阿波西高等学校	吉野川市川島町桑村三六七―三	
穴吹高等学校	阿波市阿波町下喜来南二二八番地の一	
脇町高等学校	美馬市穴吹町穴吹字岡三三	
つるぎ高等学校	同	脇町大字脇町一二七〇―二
池田高等学校	美馬郡つるぎ町貞光字馬出六三番地二	
同	三好市池田町ウエノ二八三四番地	
同	同	井川町御領田六一番地一
徳島中央高等学校	同	池田町州津大深田七二〇番地
徳島視覚支援学校	徳島市北矢三町一丁目三番八号	
板野支援学校	同	南二軒屋町二丁目四番五五号
国府支援学校	板野郡板野町大寺字大向北一―二	
鴨島支援学校	徳島市国府町矢野字松木三四八	
阿南支援学校	吉野川市鴨島町敷地一三九二―二	
同	阿南市上大野町大山田五二	
池田支援学校	海部郡美波町北河内字本村三六〇	
同	三好市池田町州津井関一〇三―三	
みなと高等学園	美馬市美馬町字大宮西一〇〇―四	
徳島寮	小松島市中田町新開二八―一	
阿南寮	徳島市北矢三町一丁目一番三四号	
美馬東部寮	阿南市宝田町今市中新開一〇の六	
三好寮	美馬市穴吹町穴吹字盤若四四の一	
総合教育センター	三好市井川町御領田二番地	
	板野郡板野町大伏字東谷一―七	

## 二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく更生手続開始の申立て又は破産法(平成十六年法律第七十五号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく更生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は更生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

6 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

### 三 入札手続等

1 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当

2 入札説明書等の交付期間及び方法

(一) 期間

令和二年十一月二十四日(火曜日)から同年十二月二十三日(水曜日)まで(県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。))を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 方法

無料で配布する。

3 事前に提出する書類の提出方法等

(一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。以下同じ。))とし、提出期間内に必着のこと。)により提出すること。

(1) 入札参加資格確認票

(2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

令和二年十一月二十四日(火曜日)から同年十二月二十三日(水曜日)まで(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

- (三) 提出場所  
郵便番号七七〇―八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当
- (四) 提出部数  
一部
- 4 入札及び開札の日時及び場所
  - (一) 日時  
令和三年一月二十二日（金曜日）午後一時三十分
  - (二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県庁九階教育委員室
  - (三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先
    - (1) 提出期間  
令和三年一月四日（月曜日）から同月二十一日（木曜日）までに必着のこと。
    - (2) 宛先  
郵便番号七七〇―八五七〇  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当
- 5 入札方法
  - (一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。
  - (二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金  
免除
- 7 入札の失格  
入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。
- 8 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
  - (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「城東高等学校ほか五十施設で使用する電気の入札書在中」の朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札
  - (三) 記名押印のない入札
  - (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札

- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- (八) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (九) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

電氣を使用する施設名	契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
城東高等学校	徳島県立城東高等学校事務室 徳島市中徳島町一丁目五番地 (電話〇八八―六五三―九一一)
城南高等学校	徳島県立城南高等学校事務室 徳島市城南町二丁目二番八八号 (電話〇八八―六五二―八一五)
城北高等学校	徳島県立城北高等学校事務室 徳島市北田宮四丁目一三一六 (電話〇八八―六三一―八一〇五)
城ノ内高等学校	徳島県立城ノ内高等学校事務室 徳島市北田宮一丁目九―三〇 (電話〇八八―六三二―三七一一)
徳島北高等学校	徳島県立徳島北高等学校事務室 徳島市応神町吉成字中ノ瀬四〇番地六 (電話〇八八―六九八―八〇〇四)
城西高等学校	徳島県立城西高等学校事務室 徳島市鮎喰町二丁目一番地 (電話〇八八―六三一―五一三八)
同 神山校	徳島県立城西高等学校神山校事務室 名西郡神山町神領字北三九九番地 (電話〇八八―六七六―〇〇二九)
徳島科学技術高等学校	徳島県立徳島科学技術高等学校事務室 徳島市北矢三町二丁目一番一号 (電話〇八八―六三一―四一八五)
徳島商業高等学校	徳島県立徳島商業高等学校事務室 徳島市城東町一丁目四番一号

		(電話)〇八八―六二三―〇四六一
小松島高等学校		徳島県立小松島高等学校事務室 小松島市日開野町字高須四七一 (電話)〇八八五―三二―二一六六)
小松島西高等学校		徳島県立小松島西高等学校事務室 小松島市中田町字原ノ下二八番地一 (電話)〇八八五―三二―〇二二九)
同	勝浦校	徳島県立小松島西高等学校勝浦校事務室 勝浦郡勝浦町大字久国字屋原一番地 (電話)〇八八五―四二―二五二六)
富岡東高等学校		徳島県立富岡東高等学校事務室 阿南市領家町走寄一〇二番地二 (電話)〇八八四―二二―二二二〇)
同	羽ノ浦校	徳島県立富岡東高等学校羽ノ浦校事務室 阿南市羽ノ浦町中庄市五〇番地一 (電話)〇八八四―四四―二〇五四)
富岡西高等学校		徳島県立富岡西高等学校事務室 阿南市富岡町小山一八―三 (電話)〇八八四―二二―〇〇四一)
ス	阿南光高等学校宝田キャンパス	徳島県立阿南光高等学校事務室 阿南市宝田町今市中新開一〇の六 (電話)〇八八四―二二―一四〇八)
同	新野キャンパス	同
那賀高等学校		徳島県立那賀高等学校事務室 那賀郡那賀町小仁宇字大坪一七九―一 (電話)〇八八四―六二―一一五二)
同	若鮎寮	同
海部高等学校		徳島県立海部高等学校事務室 海部郡海陽町大里字古畑五八―二 (電話)〇八八四―七三―一三七二)
鳴門高等学校		徳島県立鳴門高等学校事務室 鳴門市撫養町斎田字岩崎一三五―一 (電話)〇八八―六八五―三二一七)
鳴門渦潮高等学校		徳島県立鳴門渦潮高等学校事務室 鳴門市大津町吉永五九五 (電話)〇八八―六八六―四五七七)

同	三好校	徳島県立池田高等学校三好校事務室 (電話〇八八三―七八―二三三二)
同	辻校	徳島県立池田高等学校辻校事務室 三好市井川町御領田六一番地一 (電話〇八八三―七二―二二八〇)
池田高等学校		徳島県立池田高等学校事務室 三好市池田町ウエノ二八三四番地 (電話〇八八三―六二―三三三五)
つるぎ高等学校		徳島県立つるぎ高等学校事務室 美馬郡つるぎ町貞光字馬出六三番地二 (電話〇八八三―五二―二二〇八)
脇町高等学校		徳島県立脇町高等学校事務室 美馬市脇町大字脇町一二七〇―二 (電話〇八八三―五二―二二〇八)
穴吹高等学校		徳島県立穴吹高等学校事務室 美馬市穴吹町穴吹字岡三三 (電話〇八八三―五二―二二〇八)
阿波西高等学校		徳島県立阿波西高等学校事務室 阿波市阿波町下喜来南二二八番地の一 (電話〇八八三―三五―三三三一)
川島高等学校		徳島県立川島高等学校事務室 吉野川市川島町桑村三六七―三 (電話〇八八三―二五―二八二四)
同	土成農場	同
吉野川高等学校		徳島県立吉野川高等学校事務室 吉野川市鴨島町喜来六八一―九 (電話〇八八三―二四―二二一七)
名西高等学校		徳島県立名西高等学校事務室 名西郡石井町石井字石井二一―一 (電話〇八八―六七四―二二五二)
阿波高等学校		徳島県立阿波高等学校事務室 阿波市吉野町柿原字ヒロナカ一八〇番地 (電話〇八八―六九六―三三三二)
板野高等学校		徳島県立板野高等学校事務室 板野郡板野町川端字関ノ本四七 (電話〇八八―六七二―一一〇二)
同	撫養グラウンド	同

		三好市池田町州津大深田七二〇番地 (電話〇八八三―七二―〇八〇五)
徳島中央高等学校		徳島県立徳島中央高等学校事務室 徳島市北矢三町一丁目三番八号 (電話〇八八―六三一―一三三二)
徳島視覚支援学校		徳島県立徳島視覚支援学校事務室 徳島市南二軒屋町二丁目四番五五号 (電話〇八八―六二二―六二五五)
板野支援学校		徳島県立板野支援学校事務室 板野郡板野町大寺字大向北一―二 (電話〇八八―六七二―三四五六)
国府支援学校		徳島県立国府支援学校事務室 徳島市国府町矢野字松木三四八 (電話〇八八―六四二―四〇五五)
鴨島支援学校		徳島県立鴨島支援学校事務室 吉野川市鴨島町敷地一三九二―二 (電話〇八八三―二四―六六七〇)
阿南支援学校		徳島県立阿南支援学校事務室 阿南市上大野町大山田五二 (電話〇八八四―二二―二〇一〇)
同 ひわさ分校		徳島県立阿南支援学校ひわさ分校事務室 海部郡美波町北河内字本村三六〇 (電話〇八八四―七七―二一八一)
池田支援学校		徳島県立池田支援学校事務室 三好市池田町州津井関一―〇三―三 (電話〇八八三―七二―五二八一)
同 美馬分校		徳島県立池田支援学校美馬分校事務室 美馬市美馬町字大宮西一〇〇―四 (電話〇八八三―五五―二二三七)
みなと高等学園		徳島県立みなと高等学園事務室 小松島市中田町新開二八―一 (電話〇八八五―三四―九一〇〇)
徳島寮		徳島県立徳島科学技術高等学校事務室 徳島市北矢三町二丁目一番一号 (電話〇八八―六三一―四一八五)
阿南寮		徳島県立阿南光高等学校事務室 阿南市宝田町今市中新開一〇の六 (電話〇八八四―二二―一四〇八)
美馬東部寮		徳島県立穴吹高等学校事務室 美馬市穴吹町穴吹字岡三三

三好寮	(電話)〇八八三一五二―二一〇八 徳島県立池田高等学校事務室 三好市池田町ウエノ二八三四番地 (電話)〇八八三一七二―二二八〇)
総合教育センター	徳島県立総合教育センター企画総務課企画担当 板野郡板野町犬伏字東谷一―七 (電話)〇八八―六七二―五〇〇〇)

3 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当（電話）〇八八―六二一―三二一七）

六 Summary

- 1 Description and quantity of the products being purchased:  
Electricity that will be used by Joto High School and  
by 50 other facilities  
Estimated amount of electric power : 14,576,000kWh
- 2 Period for the submission of bids  
Hand delivered submissions: January 22th, 2021 by 1:30 p.m.  
Submissions by mail: Must be delivered between January 4th, 2021 and  
January 21th, 2021.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following  
address:  
Tokushima Prefectural Government  
Educational Policy Division  
Tokushima Prefectural Board of Education  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan  
Tel:088-621-3217

徳島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十四日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動年月日
自由民主党 徳島県郵政政治連盟支部	中川 晶夫	会計責任者の 氏名	向井 秀行	令和二年 十一月二日
			西本 久	
			新	
			旧	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動年月日
藤井正助後援会	都築 章	会計責任者の 氏名	本城 民男	令和二年 十月十六日
板野郡医師連盟	山根伸太	代表者の氏名	山根伸太	令和二年 十月二十五日
			有住 基彦	
			坂東 博	
			新	
			旧	